**東郷町無料耐震診断申込書**

耐震

診断

**まずは診断！**

　平成７年の阪神・淡路大震災では、旧建築基準法の基準により昭和56年以前に建築された建物に、多くの被害が見られました。

　住宅の耐震化は、町民の皆さんの生命を守るだけでなく、迅速な避難や救助を可能とするなど、まちの安全につながります。

　東郷町では令和３年３月に耐震改修促進計画を改定し、引き続き木造住宅の耐震化を促進するため、無料耐震診断を実施しています。また、耐震改修等の補助金の活用には耐震診断の結果が必要となります。対象となる建物を所有され、まだ受診されていない方は、この機会に申込みください。

**対象となる建物**

　　昭和56年５月31日以前に着工した、木造在来工法の２階建て以下の住宅

**耐震診断の流れ**

**１　役場 都市計画課の窓口へ申込み**

　・下記の申込欄にご記入いただき、診断のご案内とともに都市計画課窓口に提出してください。その際に、増築の有無や木造の在来工法であるか等の聞き取りを行います。

**２　耐震診断員から日程調整の後、調査にお伺いします。**

　・調査当日は立会いをお願いします。時間は１時間ほどかかります。

　・建築確認申請書等の図面があればご用意ください。

　・天井裏点検口などは点検しやすいようにしておいてください。

**３　耐震診断員が、結果の説明にお伺いします。**

　※地震による建物のねじれ度合い等のほか、一般的な補強アドバイスがあります。

耐震診断員は、東郷町が委託した愛知県建築士事務所協会が専任した愛知県木造住宅耐震診断員で、「愛知県木造住宅耐震診断員登録証」を携帯しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 耐震診断申込欄 | 住宅所有者　氏名 | 住　所・連絡先 | 住宅の建築（着工）年月 |
| フリガナ | （〒　　－　　　）東郷町  電話番号（　　　　）　　－ | 昭和　　　年　　　月 |
| 住宅の所有関係（○付け） | 借家の場合 | |
| ・自己所有　　・貸家  （空家は対象外です） | 借家の所在地  （アパート等の場合　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  居住者の同意（○付け）　　　・あり　　　・なし | |

【お問合せ先】東郷町役場 都市計画課 建築係（電話0561-56-0747（直通））